



令和6年10月16日

京都市長 様

事業者

京都府京都市西京区川島有栖川町 50 番地 1

ワン株式会社 代表取締役 金村浩美

出店者

東京都目黒区青葉台二丁目 19-10

株式会社 ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

(仮称)太秦天神川店 改装工事 まちづくり条例に基づく開発構想届に関する意見につきまして、下記のとおり見解を申し上げます。

記

意見の概要	意見に対する見解
(1)北出入口前敷地での騒音について 物販店開業後に、北出入口と三条通りの間の敷地（以下「北出入口前の敷地」と呼びます）での音楽放送や案内放送は、絶対に止めてください。西隣り数メートル先には住民が暮らしています。 また、北出入口前の敷地が、客同士が集まり交流する場所となり、話し声や笑い声などの騒音に悩まされることを危惧します。そこで、次のような対応をお願いします。 ア. 客が北出入口前の敷地でたむろできないように「広場感」をなくし、「通路感」を出すように造作していただきたいです。 イ. 客には、北出入口前の敷地はたむろする場所ではなく、通路であることを周知徹底していただきたいです。 ウ. 三条通り歩道の歩行者と物販店出入りの自転車との交錯を整理するガードマンの配置をしていただけると考えていますが、ガードマンの職務を交通整理だけでなく、たむろする客に対して注意する職務も命じていただきたいです。 エ. 以上の対応でもなお客が発する騒音があり、近隣からの苦情が寄せられた場合、物販店スタッフによる説諭・指導によって、騒音を止めさせていただきたいです。	(1) ア. イ. たむろが発生しないよう掲示物等により案内し、万が一発生した場合は従業員によるお声掛けや状況によっては警察への通報等により対応いたします。 ウ. 歩行者の安全確保について、出店後、混雑が見込まれる期間は交通誘導員の配置を検討いたします。 たむろについては、万が一発生した場合は従業員によるお声掛けや状況によっては警察への通報等により対応いたします。 エ. お客様が発する騒音等について、万が一発生した場合は従業員によるお声掛けや状況によっては警察への通報等により対応いたします。

(2) 西側排煙窓からの店内の音漏れ対策について パチンコ店営業中は、西側にある排煙窓から店内の音（音楽及びアナウンス）が漏れていました。音量を小さくする、スピーカーを排煙窓に向けない、スピーカーを排煙窓の近くに設置しない等の対応をお願いします。なお、以上の対応でもってしても、店内音漏れがある場合は、その対応について協議したく存じますので、よろしくお願いいたします。	(2) 外部スピーカーの設置が無いため基本的には店外に生活に影響を与えるような音が漏れることは無いと考えています。店内のBGMが気になる場合は店舗にご相談ください。原因を調査しできることの対応を検討いたします。
(3) 西出入口及び南出入口に通ずる貴社店舗ビル西側の狭小通路について 西出入口は、緊急時の非常口と理解しています。常時、顧客が使用することがないようにお願いします。また、西出入口と南出入口を結ぶ店舗ビル西側の通路は、店舗ビルと3つのマンションに囲まれた狭小通路であり、少しの音でも大きく響く場所です。物販店スタッフの喫煙場所であったり、携帯電話の使用場所であったりすることがないようにお願いします。	(3) お客様の利用は想定しておらず侵入出来ないように門扉を設置し施錠いたします。店舗従業員において休憩所等にならない様にいたします。
(4) 屋上駐車場の排気ガス・エンジン音の防止対策について 現在、屋上駐車場には、金属製パンチングボードの日よけ屋根のようなものが設置されていますが、防音対策用ではないと思います。物販店開業後、屋上駐車場の騒音状況を見て、防音対策が必要な際には、その対策について協議したく存じますので、よろしくお願いいたします。	(4) 通常の駐車場利用によって生活に影響を与えるような排気ガスや音が発生することは無いと考えています。万が一、気になる場合は店舗にご相談ください。原因を調査しできることの対応を検討いたします。
(5) 夜間の営業について 太秦天神川駅近辺は、午後9時ともなると交通量や人の動きが急激に減り、静寂な夜を迎えます。午後9時以降の営業については、地域が静寂な状況を踏まえて、物販店の店外照明の照度を低くするなど、地域の生活への配慮をお願いします。なお、今年1月をもって閉業した貴社パチンコ店は、午後11時には完全に営業終了していました。これと同様に、物販店においても午後11時をもって営業終了としていただきたいと思います。	(5) 営業時間については、お客様のニーズや近隣様への配慮等を考慮し今後検討・決定いたしますが、23時以降の閉店時刻となる計画です。また店外照明につきましては、近隣様へ配慮した照度となるよう今後検討いたします。
(6) 看板、店舗外装について 当該物販店の看板は、ひと際目立つことに主眼をおいて掲げられておられると察します。繁華街や国道沿いでの店舗には、そのような看板も必要と理解できますが、太秦天神川駅	(6) 看板や店舗外装、北出入口の空間照明については、法令遵守の上で計画いたします。

周辺においては、異彩を放ち、近隣住民を圧倒する存在となります。一方、同じ当該物販店の烏丸七条の看板は、非常に落ち着いた色彩で控えめな看板です。このような看板を掲げられることを切に望みます。 なお、北出入口の上の空間の照明をどのように考えておられるのか教えてください。	
(7)取扱品について 三条御池交差点の三条通り沿いは、平成 27 年に工業地域から近隣商業地域に変更されました。近隣商業地域は、近隣住民のための日用品の供給を行うことを主たる目的とする地域であることを鑑み、物販店は日常生活に必要な生活最寄り品を多く扱うことを望みます。	(7)日常生活に必要な生活用品や、生鮮品を除きます一般食品を取り扱う計画としております。
(8)改修工事に際しての工事時間について 改修工事に際しては、三条通りが児童生徒の通学路であることから、通学時間を避けるため午前 8 時 30 分以降に工事を始めていただきたいです。終了時刻は午後 6 時までとしていただきたいです。工事日におけるガードマンの配置については、工事開始時刻から終了時刻までではなく、工事関係者の出勤から退勤までの間、配置していただきたいです。	(8)工事時間は施工者が決まり次第、工事時間、工事曜日につきまして、施工者と検討いたします。工事曜日は、基本的に平日を作業日とし、土曜日は状況により作業をさせていただく可能性があります。工事日における警備員の配置も、安全を考慮の上、検討致します。
(9)開業後の問題発生時の対応・協議 開業後、近隣住民と物販店との間に問題が発生するかも知れません。その際には、近隣住民の声に真摯に耳を傾け、対応を協議していただきたいです。地域とともに歩む店舗は、だれもが応援すると思います。	(9)開店後に気になることがございましたら店舗にご相談ください。